

豊洲町会第72回定期総会 記録

2022年5月29日(日)
場所:豊洲小学校4階体育館
開始予定:午前10時
作成:豊洲町会を考える会

注1) 発言不明瞭で聞き取れない部分は○×▼□で表記

注2) 発言者の発言は敬語省略のうえ要約

注3) 会場からの声は『斜体』で表記

(10時 05分、開会宣言)

司会「本日、会則第24条に基づき、会長を議長として選出する。」

会員A「異議あり！会則に基づき会場からの議長選出を要求する。私が立候補する。」

(場内拍手)

『町会員の中から！』『会則にもそうなっているぞ！』

司会「総会に先立ち現時点の議決権数の報告。町会数員2926人。定足数1464人。本日の出席者、議決権行使書提出者204人、白紙委任とみなす2726人。(注:計算上、会員数を超えている)会則25条により有効に総会が成立したことを確認し、開催する。

会則30条に基づき本日の議事録署名人として、Kさん、Nさんに依頼する。

事前の議決権行使書未提出者は、議案毎に手元の当日議決権行使書に記入、挙手のこと。」

『議長の選任はどうなったんだー！？』

(司会が話を続けている)

『議長はどうなったんだー？書記の前に議長だろー！』

司会「本日はコロナウィルスの蔓延防止のため、事前配布の回答書を繰り返したり議案と関係のない質問は控えるようお願いする。」

会員B「佐伯会長は訴訟をたくさん抱え個人的に弁護士を使い町会費から払っている。公正な町会総会を運営する上で、佐伯会長が議長ということはありえない、無効。『そうだー！』議長を正しくきめてほしい！」(場内拍手)」

司会「えー、規則なので本日は会長が・・・」

『規則ではありません！』

『議長の選任を最初にしてください！』

司会「議長は、えー議長は、会長を選任…」

『何をもって選任したんだー！』

『立候補がありましたよー！』

『会則どおりやれー！』

『それでは議事は進みません！』

会員 B「議長は訴訟関係者、いろんな問題をかかえている。第三者の議長を選んでほしい。」

『議長を選任してくださいーい！』（場内拍手）

（佐伯会長が議長として話し始める）

（抗議の声多数）

『議長を選んでください！』

『おかしいぞ！』

『会則に書いてある！』

『勝手に議長を決めるな！』

『議長の立候補がありましたよー！』

『警察呼んでも同じですよー』

（会長の話は続いている）

（佐伯会長への抗議の声も続いている）

『あなたたち間違ってますよー！』

『意見いいですか、意見！』

司会「第一号議案、2021年度事業報告の審議に入る。」

『議長の選任を決めてください！』『会則に則ってやってください！』

（佐伯会長が議長として話し続けている）

（会員 C が発言を求めているが佐伯会長は答えずずっと話し続けている）

『議長を選任してくださいーい！』『そんなやり方でいいのか！』

（怒号が飛び交っている）

会員 C（場内が治まらないので会場の参加者たちに向かって）「町会は、会則に基づいて行われるのが常識だと思う。（場内拍手）これまで豊洲町会は会則に則ってやってきた。今回もそうあってしかるべき、私たちは健全な町会を望んでいる。（場内拍手）佐伯会長以降のどの会則も

【議長は会長または参加している会員の中から選ぶ】と書かれてある。」

(佐伯会長が議長として話し続けている)

『議長を選べー！』 『議長を選べよー！』

会員C「ぜひ、多数決で議長を決めてほしいと思うが、いかがか？」

(場内拍手)

『佐伯さんがいいと思う人、手を挙げてくださーい！』

(場内ざわついている)

(佐伯会長が話し続けている)

『議長を選任するのに賛成の人、手を挙げてくださーい！』

(挙手、大多数)

(この間も佐伯会長はずっと話し続けている)

『圧倒的多数ですよ！』

『議長！』

(佐伯会長が進行を止めず話し続けている)

『司会の方！役員の方！これでいいんですかー、ほんとに！？』

(佐伯会長への抗議の声多数)

会員A「議長！（会場の参加者たちへ）議長選任に反対の方手を挙げて！」

『反対者は、ゼロです！』

『会則に則って決めましょう！』

『役員の人、これでいいんですか？Mさん、Kさん、Iさん、いいんですか？議長の選任に会則に基づかないでこんなことして！』

『議長を選任してくださーい！』

(佐伯会長ひたすら話し続けている)

『誰も納得してない！会員の全員が！』

『議長を多数決できめてくださーい！』

『あなたのそんなダラダラした演説を聞きたいわけじゃない。町会の総会をやろうとしている！』

『議長を選任してくださーい！議長の立候補がありましたー！議事録に残してくださーい！』

『議長をなぜ選任しないんですかと聞いているんですよ！』

『ぜひ私たちの声を聴いてください！』

司会「えー、1号議案の質問にお答えします。」

『そんなの認められるわけないだろ!』

『司会者、議長を選びなさい!』

『議長の立候補がありませぬ!』

『会則に書かれていますよ!』

司会「えー、第1号議案の○×▼□○×▼□」

『何を言ってるんですか!』

『Mさん、しっかりしてよ!』

『いまやらないとダメなんですよ!総会で!』

『議長を選ばないと始まらないぞー!』

『議長を選んでください!』

『議長を選任できないとどこに書いてあんの?』

『誰も議長を認めていませぬ!』

(山岸弁護士に対する抗議の声)

『あなた何をしゃべってんですか?その人!』

『あなた誰ですか?町会員なんですか?その隣の人は?』

『議長の立候補がありませぬ!』

『Mさんしっかりしてよ!』

『司会者の役割ですよ、まず議長を決めるのが!』

会員D「今、佐伯会長から2021年度の事業報告を伺った。70歳以上の方々に3000円の商品券を申請により98名に送った、これは受領と申請者の数は同一ということでよいか?」

佐伯会長「えー○×▼□」

『総会は始まっていません!』

『議長を選任しないで何進めてるんですか!会則に基づいてやるのがルールですよー!』

(佐伯会長と会員Dのやりとり続く)

『始まってないですよ!議長選任してないんですから。』

『議長が決まらなければ総会は始まりませぬ!わかりますかーみなさん!』

(怒号が飛び交う)

『司会しっかりしろよー!なにやってんだよー!』

『なんでやらないの、Mさん!勝手に進めて!隣の人は誰ですか?町会員なんですか?何者?』

『まず議長の選任をしましょう!普通に。会則に基づいて。』

『会則に従ってやれよー!』

佐伯会長「えー、1号議案について質問は他にありませんか？なければこれで…」

『議長を選任してください！』

『議長を決めましょうよ、まず。』

『総会は始まってませーん！』

(佐伯会長は議事進行を止めようとしめない)

『Mさん、こんな決め方で本当にいいのか？KさんもIさんも、本当にこんな決め方でいいのか？』

『みんな見てますよー！』

『この体制ですと行くんですかー？』

『今ですよ、いまやらなきゃ！Kさん！Mさん！』

『みんなでさ、議論しようよ！議論！』

(佐伯会長まだまだ話し続けている)

『議論しようよ！議論！』

『質問がありませーす！お願いしまーす！』

『こんなむちゃくちゃなことやっていいの？Mさん！』

『役員の方々に質問させてくださいーい！』

『何一方的にしゃべってんですか？町会員が質問しているのに！』

『何のために町会やってるんですかー！』

(佐伯会長ひたすら話し続けている)

(怒号が飛び交っている)

『こんな総会意味ないよー！』

『議長が決まってませんよー！』

(佐伯会長の話が止まらないので)

会員C(会場の参加者たちに向かって)「役員に質問したいこと、今回の議案書はよくわからない点がたくさんある。決算書も違うし、決算書が違くと予算書も変えなければいけない。今日配られた紙には要件ではないと書いてあるが、これはりっぱな議題…。」

山岸純弁護士「議長の件についてちょっと説明する。」

(抗議の声多数)

『あなた誰ですかー！』

『町会員ですかー？』

『名乗ってくださいーい！』

『ダメダメダメ！』

(山岸弁護士が説明を続けている)

山岸純弁護士「司会から説明を仰せつかった豊洲町会法律顧問の弁護士、山岸純が説明を。現行の会則第24条は【総会の議長は、会長または総会に出席した会員の中から選出する】。今、司会から「会長を総会の議長に選出する」旨の発言があったので会長の佐伯氏が議長として選任された。」

『異議ありー！』

『そんな記載はないです！司会が会長を決めるなんていう…』

『弁護士退場ー！』（怒号が飛び交う）

会員E「司会、会則しっかり読んでるか？いま説明があったが、総会の議長選任は、町会長、【または】、会員の中から選ぶとある。【または】という言葉はどちらかを選ぶということ。だから、司会は会則に則って、総会の議長は会長か？それとも会員の中から選ぶか？とまず会員に尋ねるのがすじではないか？『そうだー！』（場内拍手)その結果、会長が選ばれる時も、または会員の中から選ばれることもあるだろう。そういう会則に則った前提に立って、きちんと司会をやってほしい。」（場内拍手）

『議長を選任してくださいーい！』

『そうしないと総会が成立しません！』

『まだ議長が決まってないよー』

『議長選任の議決をとれ！』

『議長を選任しろ！会則に基づいてやれって言ってるだけだ！』

佐伯会長「皆さん、総会やりましょうよ。」

『総会やりましょう！議長を決めてくださいーい！』

佐伯会長「揚げ足をとるのは…」

『揚げ足ではありませんーん！』

『議長を決めてくださいーい！』

(佐伯会長何か発言している)

『確認がありませーん！司会の方、確認させてくださいーい！』

(役員席で山岸純弁護士主導のもと車座になって役員たちの相談が始まる)

会員C(会場の参加者たちに向かって)

「(会長たちが)相談している間に、さっき言いかけたことを。今回の議案書はとても正しいと言えない。決算書が違う、会則が何に基づいているのかよくわからない。裁判の話が事実と違う。予算書も違ってくる。果たして役員会の総意で作られているのか？それから会計監査もできてないことを、監査自ら公表している。役員会の総意なのか、会長か誰かの独断か？役員会の総意ならば、とても信頼できないし、私たちは意見を出さねばと思っている。」(場内拍手)

(まだ役員たちの車座の相談は続いている)

『何やってんのー！』 『時間稼ぎですか？その分(総会時間に)足してくれるんですよね？』

『議事進行！』 『いい加減にしろさいよ！』

『司会者、時間がないって言ったじゃないですかー！司会者！』

『あなたたちだけで時間取って何やってんの?!』 『司会者変更！』

司会「少々お待ちください・・・」

『いつまでなんですか？止まってるじゃないですか！』

司会「3分くらいお待ちください」

『何のために我々は待たされているの？』

佐伯会長「いま議長をかえ・・・○×▼□」

『ごめんなさい！もうちょっと(マイクを近づけて)』

佐伯会長「議長を変えろ変えろと言うが、どなたが立候補、もしくは他薦自薦で？」

会員A「一番最初に申し上げたが、私が立候補する。」(場内拍手)

佐伯会長「ここにある第1号議案から第6号議案までを、議長はただ粛々と進めていくだけだが、(議長交代によって)何か、違いが出てくるのか？」

会員A「出てくると思うから皆さん拒否している。」

佐伯会長「いや、たとえば、どういうことを考えられるか？と聞いている。」

『それは○×▼□!』

佐伯会長「発言者がいる時には、途中から口を出さないで！」

会員A「逆に、会則に書いていることをやらない理由をまず教えてほしい。」

佐伯会長「質問に対してちゃんと答えないと・・・」

会員A「いや、あなたまだ議長になっていないでしょう？」

佐伯会長「だから質問に対して質問に答えて・・・いいですか？僕は前に進めたいから、会則を書いてお渡ししている。」

会員A「それはぜひお願いするが、私が議長になれば当然役員にも答えたり質問する権利があり、会場の質問を真摯に受け止めて、それを回答者に割り振る進め方をしたい。これまでの総会は、議長が「わかった、後で検討する」の対応が多くて、会員として納得できるものではない。他にもいろいろあるが、時間が限られているので。逆に、私の質問にも答えてほしい。なぜ議長選出をやらないのか？」

『議長の選出を一！』

佐伯会長「それをどなたが○×▼□…それと、あと…えー、ちょっと逆に…」

会員A「会長が説明してほしい！一番大事な事を議論している、やらない理由を説明して。」

『さっき質問に質問で返すなどご自分でおっしゃってましたよねー？』

佐伯会長「私が発言するとまた揉めると思うので、その前に聞く。このコロナ禍で7月8月の盆踊りやお神輿がある。町会長とか誰が議長とか以前の話、単純に、7月に盆踊りをやっていると思われる方は…」

会員A「それは総会が始まってから堂々と議論しよう！」

佐伯会長「だから私は…」

『議事の前に議長だろー！』

『いまそれ関係ありますかー？』

佐伯会長「前向きな話だ、参加していただけないのであれば…」

『議長選出してからやりましょうよ』

『まだ総会始まってないんだから！』

佐伯会長「緊急時だから。もう一回言う。」

『議事に入ってます！』

佐伯会長「うるさいな！」

『うるさいって何ですか？それは！』

佐伯会長「議事じゃないので言わせてほしい。もう一回言う。例えば…」

『なんでいけないんだよ！』

『会長！順番違いますよー！』

佐伯会長「だから、順番違っても、ちょっと聞いてるんだ！」

『予算案が通って活動案が通ってから、盆踊りの話をしましょう！』

佐伯会長「豊洲で、町会活動もしくは住民のため、子供たちの為、考えた。盆踊りをやっていいと思う方、手を挙げてほしい。」

『そんなの議題じゃないよー！』

『それこそ総会でちゃんと話をつけることでしょうか？』

佐伯会長「では、やめたほうがいいと思う人、手を挙げてほしい。」
(怒号が飛び交う)

佐伯会長「じゃあお祭りだが、お神輿の件、お神輿を担いだこと・・・」
『議長やめろー！』 『誰もそんなこと訊いてないよー！』
(佐伯会長ずっと話し続けている)

(再び山岸純弁護士が主導で役員たちが車座になって相談を始める)

会員 A「もう一度言う、議長選任拒否の理由は何か？答えられないのか？会長！司会！」

『何をやってるんですか！？』

『我々は何を見ているんですか？』

司会「ちょっと待って・・・議長をAさんにやってもらうか含めて、ちょっとだけ、今少し時間を。」

『みんなで決めればいだけじゃないかー！』

『役員で決めるんじゃないよー！』

司会「ちょっとだけ待ってください。すみません！」

(会員たちの抗議の声)

『なにやってんのー』 『議事止まってますよー』

『総会が成立しません！』 『進めてください！』

『時間をもったいないでーす！』 『早く進めろよー！』

(5分後まだ役員たちの車座相談は続いている)

(司会が議長立候補者である会員 A の席まで行き何かを確認している)

(司会と会員 A が議論)

『司会—？何話してんのそこで—！』『議長決めましょう—！』
『聞こえないよ—！』『司会にマイク渡して—！』
『議長決めましょうよ—、みなさんで！』

(6分過ぎてもまだ役員たちの車座相談は続いている)

会員C(会場の参加者たちに向かって)「時間が空いてしまうので、もう一回お願いの確認を。どの組織でも総会時の議長団は、会則に則るが会場に集まった人たちから承認を得て決まる。『そうだ！』会則に則って議長立候補者が手を上げた、司会がそれに基づき、賛否をとろう、と進めればいいだけの話だと思う。『そうだ！そうだ！』それを私たちはお願いしている。何のおかしなところも無いと思うが？

『そうで—す！』『議長決めたいですよ？議長決めないと始まらないですよ？』(場内拍手)
ちなみに、私の職場で先日生徒総会があり、議長団を全校生徒に諮って承認を得てから始めていた。『当然です！』高校生だってできるのだから、大人の私たちができないのはおかしい。『そうだ！そうだ！』ぜひ議長の採決をお願いしたい。」(場内拍手)

『議長きめましょう！』
『町会の弁護士なのか、会長の弁護士なのか、どっちなんだよ—！』
『だいたい、なんでそっちにいるんですか—！何を話し合っているんですか—？山岸さんなんでそっちに座ってるんですか—！おかしいですよ—！』

(総会開始から40分ほど経過した時点で流会宣言)

佐伯会長「結論から申し上げます。本日の総会は流会とする。ただし時間を11時半までとっているので、ここでみなさんの意見を伺いたいと思う。」

『流会にする必要なし！議長選任！』

会員A「はっきり説明していただきたい、流会の理由は何か！」

佐伯会長「みなさんが思っているとおり。これだけ騒いで、流会にせざるを得ないだろう？」

会員A「議長さえ決められない、議長の決め方が会則に則ってやらないのなら、この先ずっと開けないのでは？」(場内拍手) それと、先ほど顧問弁護士と言っていた方はどういうアドバイスをしたのか？お金は我々が(町会費から)払っている、アドバイス聞かせてもらってもいいのでは？」『そうで—！』

(佐伯会長が話しているが不明瞭で聞き取れず)

会員D「せっかく開いた総会なので、決められることは決めたほうがいい。もしデータに誤り

があれば、また作り直した段階で臨時総会を、その点だけを絞ってやるほうが民主的と思う。詳しいことはわからないが、話を聞いていると、個人的な感情が議事を左右しているように見受けられる。進歩的な総会を、決められる範囲で、議事はそのまま進めてほしいと思うが。」

『はんたーい！』 『反対です！』

会員F「最初に論議があった議長の件、24条では【会長またはその総会に出席した云々】とあるので、ここはやはりきちっと手続きを踏んでほしかった。会則には、司会の立場が何もないので司会者が何か決めるってこともできないとは思っている。そこに混乱があったかも。会長の発言「私(会長)と別の議長とどこが違うんだ」について、他の自治会で経験しているが、通常マンションでも自治会でも一般的に会長が議長をやるが、ケースによる。会長は議案の提出者だから、提出者が議長をやるのは本来おかしいケースもある。別の第三者が議長をやり、質問があった時に議案の提出責任者である会長が答える関係が相当。本来町会は、役員会で出した議案は賛成するのが一般的、そういう状況だったら、議長は会長でいい、でも今豊洲町会はそういう状況でなくなっているわけなので、やはり議長は議案提出者の会長でないほうがいい。だから動議に賛成をした。次に、弁護士の同席は許可が必要。もし、弁護士が町会員であったら、会員として私たちと同じ席に座ってほしい。それなら認める。なぜなら、役員(規約)の中に「弁護士」はないから。マンションでも管理組合でも全国どこの町会でも一緒。私はこんな豊洲町会の始まりを初めて体験してものすごいショックを受けた。だから司会のところへ行きいつも話している方だけでなく私に発言させてほしい、と言った。近寄るなと言われたが・・・
本来は、動議があったら出席者の中の同意でよい。委任状とか関係ない。それはその場で起きた動議だから。その場で起きた動議はその場で決めるべき。法律で認められているはず。弁護士が同席していいか会長は(会場に)許可を得なければならない。そういう手続きをきちんと踏まないこの豊洲町会に私は驚きを感じている。何とか正常に戻してほしい。」

佐伯会長「(謝辞)そうですね、例えば議長に関しても、過去の総会には出たことないので何とも言えないが、やはり○×▼□」

会員C「すみません、もうちょっとマイクを近づけて・・・」

佐伯会長「やはり各マンションだとか各所の諸事情で、今の形になっていると思う。今回、町会に対しての意見はいいことだと思うので、今後続けたらと思うし、先ほどDさんのように決められることは決めたら、というご意見もある。ひとつ言っておくが、何も変な事を決めようとしているつもりは毛頭ない。例えば、○×▼□とか、今まで○×▼□、今の町会の○×▼□にもあるが、今の行事をできるだけしっかりと○×▼□○×▼□ということが、今後50年、100年経とうが、町会の役割だと思っている。」(肝心なところが不明瞭で聞き取れず)

『山岸弁護士の退場をお願いしまーす！』

佐伯会長「だから、そういう○×▼□」

会員C「先ほどのDさんの発言、きちんと議事を進めてというのは本当に私たちの気持ち。だが少なくとも私や参加者の方々、個人の感情で声を出しているつもりはないと思う。私はない。この3年間の町会運営に携わりあまりにも納得いかない、意見を言っても反応が無いとか、そういう想いが募っての今回の総会なので、要求していることは決して個人的な恨みつらみではないと、私は信じている。(場内拍手)会長と、山岸弁護士さんに、ぜひお願いしたいことがある。昨年11月の第1回臨時総会で私が質問した【議案書記載の旧会則が元々の会則と違う】に対し、会長は「自分はそれしか見ていない、町会事務所にはそれしかない」、山岸弁護士は「旧町会役員がこれまでに何回か変えたんだろうが、変えたことが明記されていないから結果的に変わってしまったんだろう」との返答だった。ところが、携わっている裁判の判決文に添付資料として元々の正しい旧町会会則が載っていた。たぶん2つくらい判決文に載っていたので、必ずお二人とも目にしていたはず、11月の臨時総会までに。なのにあのような返答は、たとえうっかり見てなかった、裁判の判決文をきちんと見てなかったというのもちょっと考えられないと思うが、もし仮にうっかり見過ごしていても、「旧町会役員が変えたが明記してなかったんでしょ？」という言い方は、旧役員にとっても失礼な話、私はがっかりしている。ぜひ違っていた事実を認めて会場にいる旧役員たちに謝罪をお願いします。」

佐伯会長「町会事務所にあった会則が会則だと思う。もし古い会則が事実だとすれば、過去の総会と同じように会則変更の総会があってしかるべきだと思うが？そういう過去のことも、Cさんが持っている会則と当時事務所にあったのが違うからと言って、間違いじゃないと…あの時の会則の違いは、会員の範疇だった？」

会員C「他にもあった。」

佐伯会長「でも、変わってるんだったら、変わったという総会の○×▼□…」

会員C「いや、変わったのは、町会が打ち間違ったとかで変わったのであり…私の発言伝わっている？判決文に添付の旧会則が元々の旧会則、それをそっくり写せば済んだはずだが？」

佐伯会長「○×▼□」

会員C「だから、その判決文に添付の会則を見ていたのか見ていないのか？ただそれだけ。」

佐伯会長「それこそ町会で中身が変更されてたとか全く知らされないで変わってたことが問題では？私も町会事務所にそこにあったのを丸ごとコピーして○×▼□… 会則が変わっているという事実について、総会で、会則を変えたということがあったのか？」

旧役員「ない。」

佐伯会長「それでは、なぜCさんの持っている会則と、私の会則が違うのか？不思議」

会員C「(発言意図が伝わらないようなので)会長の認識はわかったので、この件はもういい。」

会員B「22日の住民の集会において、今期の決算が否決される背景を詳しく話されたそうだが、まず、その住民集会でそのことを覚えている方は説明してほしい。それと、その方の年齢を聞きたい。よろしくをお願いします。」

会員G「22日、勉強会をしたが、その時町会役員のひとりから会計監査がしっかりできていない、やらせてもらえないという話を伺っている。その辺の事実関係を示してほしいと思う。例えば通帳を見ていないとか、現金出納帳もないとか、そんな話もあって、確認もできていないと。会計監査の印鑑も押さなくていいと言われた話があって困っているという話があったので、そのへん伺えればと思う。」

佐伯会長「私が聞いている限り、例えば、決算書にハンコがなかったがどうなんだ、という話があったかと思うが、○×▼□」

会員B「その話を会長ではなく、22日に話された会計監査の方の言葉で聞きたい。相当危機感を持っていた、そういう風を感じている。会長の言っていることは違うと思う。」

佐伯会長「あなたはその会に出ていたのか？」

会員B「出てない、だから今聞きたい。」

会計監査A「ただ今の件、私は先日、話のとおり町会を考える会に参加してきた。話のとおり会計監査のやり方がよくわからなかったということで、監査でハンコを押すのが当たり前ということも聞きそのことを町会に話した。結論としては、(町会は)ハンコがなくても成立するとの見方で、そういうものなんだというまでの知識だった。帳簿の記入漏れ、決算書の違いに関しても、決算が違えば次年度の予算案も変わってくるから、非常に難しい…本日はこうして予定通り総会を開く、という○×▼□…」

『通帳見てないって、言ってたよね…』

会員F「今のことも町会のポストに質問で入れたのだが回答が今日の回答書に書かれていなかった。間違いはあると思う、間違いそのものを責めているのではなく、体制として、豊洲は全国一とっていいほどのすごい数とお金を使っている町会なので、ここは慎重であってほしいというのが要望。ハンコはいいのだが、会計監査の実質のサインがあるのが一般の収支報告書ではないか？さらに、税理士法人の(決算書を認める)言葉が入ってるのはやっぱりまずいと、当然皆思っているのが当たり前だと思う。そういうところを謙虚に受け止めて、会計監査Aさんは今正直に語ってくれたが、冷静に交流できると思うので、次回までには間違いがないように、きちんとしたものを作ってほしいと要望する。もうひとつお願いする。先ほど会則の話が出たが、会則改正に携わった経験があるが、これもポストに入れたのだが、(自分の場合は)説明会を開いた。いきなり議案でなく、説明会で色々な説明を受けて、おかしいところは直して、を繰り返して、それで総会に出して、だから会長が議長でもみんな賛成するわけ。みんな準備してるから。そういうこともないのが、これだけ大所帯の豊洲町会としてはどうなのかと思うので要望する。私は法律の仕事はしていないが法職のお年寄りからいっぱい勉強させてもらった。今回の改正案は言葉がわかりにくい。そういうのを説明会で皆さんの意見を聞けば、修正が可能だと思う。そこに弁護士の方がいるのに私が言うのもあれだが、あまり複雑にしない方がいい、本当は。単純がいい。管理組合と違って、町会の会則はへんに細かくしようとし過ぎるとわかりにくくなる。というところもみなさんの意見を聞いてもらいたい。返事は不

要。)(場内拍手)

佐伯会長「(謝辞)。ここであらためて決算に関して、ミスしたいと思ってやってるわけじゃないが、ミスしてしまい、申し訳なかった。こればかりは、ミスしないように努力はしているが、申し訳なく思っている。それと、いろんな規約は元々総務省のひな形をアレンジしてやっている。」

(以降会長の話が続くが不明瞭)

会員D「今の話を聞いて会則のことだが、会則は町会のすべての運営の根幹になるものと私は考えている。以前住んでいた自治会でも会則改正に携わった。佐伯会長がこの会則にテコ入れを始めたきっかけが、たぶんコロナ禍で書面の総会を開いたことに賛否の議論が噴出して、それを是正したいという想いから、たぶん今の新会則を作ろうということで役員一丸となってこのような形で議案の提出をされたのではないかと考えている。ただ、この会則は役員のためのものではない。私たち3000人近い会員がこの会則を見て町会運営がこの会則に則っているかどうか、またお金の支出あるいは収入について明確に管理をされているかどうかを見るのも私たちの基になるのがこの会則だ。少し気になることがあるが、私たちは普段役員の活動を見聞きすることはほとんどない。そのために、今回改正の議案の中に出た1期2年で10年間、10年というのはどうしてもだんだん緩んでしまうのではないかという危険性を感じた。その危険性をどのように網をかけていくのかというところで、役員会の役員に与えられる罷免の権利、これはやはり織り込むべきではと考えている。この点だけもう一度再考をお願いしたい。あと、収支決算に関わる会則の文言だが、外部委託費、これは弁護士とヒダ会計への支払いが計上されている。今回議案は取り下げられたということだが、この会計事務所が予算立てでゼロになっているが、会則改正案の中に【月ぎめ年度の数字の集計に際して会計事務所へ委託する】という文言が消されてない。その際に発生する費用は22年度のどこの部分から捻出するのか、あるいはタダでやってもらえるのか、その点がちょっと理解できなかった。あと町会事務所では事務員を雇っている。それは21年度決算の人件費に80万円計上されている。小安会長時の旧会則には有償で町会事務所の事務員を雇うという文言がきちんと載っていたので人件費の支出は特に混乱がないと思われるが、今回佐伯会長提案の会則にはその点が削除されている。この点は収入と支出とその根幹となる会則の整合性が疑われるのではないかと。確かに文言は固いが、とてもわかりやすくとらえている会則だと私は思っている。」

佐伯会長「(謝辞)会計事務所の件、我々が領収証をくっつけて送って、それで彼らに作ってもらってる部分のみ、全体的な決算のところには彼らは関わってなかったもので、今回こういう風になった、彼は別に○×▼□、彼におんぶにだっこというわけではないので、その点だけ。あと今年度は業務委託してないので、会則にも業務委託の件は削除してある、私が記憶している限り。もし残っていたのであれば私のミス、個人的に。いろんな話があると思う。会則をより付け足した方が分かりやすいというのと、会則をいろいろ足すとわからなくなると双方の意見があると思う。この中には過去の前町会長とか、十何年私の前からいろいろみなさんやっている」と

思うので、この会則の中で直したほうがいい部分など意見があれば訂正していきたい。私が会則を変えたのは、前の会則は本当に文言が少なかった、項目も。その方がシンプルでいいと言ってしまうとそれまでだと思うが、そこはちょっと訂正したく、総務省のひな形があったのでそれを活用した。別にこっちにあったものをこっちにおこうとか、そんなことを考えたわけではない。ということ踏まえて、いまここで、先の議長を選ぶってということもあったが、その他の部分で会則の中でここがオカシインじゃないかとか、その文言はどうなんだとか、そういう質問や指摘があれば受けたいと思うがいかがか？」

会員B「豊洲町会はピークで3400世帯くらいで、これは人口でいったら7000人とか、一般的に地方の大きな自治体と同じ。予算も巨額。これは原則として全員投票、全員の意思を確認する方法にすべき。そうしないと豊洲町会はもう立ち直れない。数少ない会長派の互選、互選もしているかどうかかわからないが、このシステムだと会長が何十年もやることになる。だから町会会則、ポイントは公選制を復活させてほしい。そうしないと豊洲はダメになってしまう。さらに…(発言を止められそうになり)関連だから言わせてほしい。あなたさっき言ったじゃないか遮るなど。それで、フロントコートは1000戸近く、プライヴブルーは500戸以上、スターコート700戸以上。(合わせると)2000戸大きく超える。人口でいったら5000人くらい。我々は巨額の会費を豊洲町会に納めているが、どんなふうに使われているか、まったくわからない。さらに、歴史的に豊洲町会のお金の使い方を見ると祭に使うお金とそれ以外のお金をはっきり分けられていない。つまり、町会の上に祭があって、この町会の部分は過去20年で巨大マンションがどんどんできたのでお金はいっぱいある、なりほうだいになっている。じゃ一番権力がある人は会長なのか、祭の人なのか、誰なのか、新住民から見てもまったくわからない。新しいマンションの方々は無関心とされているがとんでもない。関心のある人ばかりなので、これ以上でたらめな運営はやめてほしい。そうでなければ豊洲町会の会則、あるいは財務状況、お金の執行状況に改善がみられない場合は、大きなマンションはまとめて町会を抜けるということを考えざるを得ない。そこのところを良く考えて今後対応してほしい。」

佐伯会長「いいことを言っているが、あなたが別にマンションをしょってるわけじゃないんで、それだけは勘違いしないように。で、ひとつ言うが、まず、これだけの人数のところ、実際に、団地があったとき、それより前に、4000人くらいいた時は投票が300から400くらい、そうすると議決権行使書を提出する人が1割程度。言われるとおり見てるかもしれないが、どうせ同じだろという意見もあるかもしれない。その辺は皆さんもそれだけ興味があるならばぜひ町会に入って、○×▼□…と思う。例えば、じゃあ、具体的にどうしたいのか、そういう提案がほしい。」

会員B「公選制度を入れてほしい！」

佐伯会長「なぜ僕が、互選…それに関しては今後検討するし、今後、また臨時総会しなくちゃいけなくなってるが、会則の中でここがダメだとかご提案を。こういう話の場を設けよう。それは絶対やったほうがいいと思う。ただ、なかなか会長のなり手が無いっていうのもあったので、私自身もあとどれくらい町会長を続けるかに関しては未知数。もう来年引退するかもしれない

し。ただ、長々とやるつもりは一切ない。皆さんは僕が会則を変えた時に「町会長10年くらいやったほうがいいんじゃないか」と思ったから最低10年やるらしいと思っているかと思うが、そんなことはない…(以後不明瞭で聞き取れず)」

(防犯カメラの話が続く)

会員F「もう止めようかと思っていたが、会長からたとえば会則のどの辺がどうかっていうことを言われたので、そのぐらい伝えたほうがいいのかと思って。」

佐伯会長「あとで書面でもらってもいいですか？」

会員F「いや、これは聞いてもらったほうが。」

佐伯会長「あーわかりました。どうぞ。」

会員F「私は、マンションと違って町会長を互選で選ぶのは反対。なぜかという、マンションと違って役員が誰になるかが決まってないから。マンションというのは輪番制であれ立候補であれ、狭い範囲の中から誰が役員になるかがわかっているから、そこから後で互選で会長を選ぶというのはわかるのだが、それは豊洲の昔の会則からそうだが、さっき言ったように、単純であればあまり気にならない、複雑化すると気になるという一例だと考えてもらいたい。ここまで複雑に書かれると、じゃあ互選で選ぶ役員はどうやって決めるか？書かれていない。副部長とかそういう役員ではなく、オオモトの役員がどう選ばれるかわからない。オオモトの役員はどうやって選ばれてるんだ？規約ではわからない、で、そういうわからない人たちが役員になって互選や推薦で会長を選ばれても困る。やっぱり自分たちのやりたい主張をちゃんと言って、選挙に戻してほしいと思っている。2点目が、これも複雑になると気になる、簡単にすると本当はまずいんだけど気にならない例なのだが、11条、ここまで長く書かれると、会長がどっちの会長なのか、頭がこんがらがってしまう。今やれることになっている会長が選ぶのか、互選で選ばれた後の会長が次のことになるのか、わからない。これが2例目。3例目、任期を変えるのはいいが、【なぜ任期を変えたいのか】の説明が、どこかで読んだのかもしれないがわからない。そういうところが、私にとってみると、複雑にすると気にならなくていいことが気になってしまふ、ということのを例として最後に話させてもらった。それと、マンションの管理組合のやり方を入れるんだったら、会計監事ではなくて、本当の監事、つまり、役員会が正常に運営されているかを監視する監事の役を作ってもらいたい。これは2019年に国土交通省がマンションの管理規約を変えた時に監事の役割をものすごく厳しく変えた。そういう監事がいれば、ちゃんと役員会がきちんとやっているかを監察する役割は、これぐらいの大所帯では必要だと思っている。」

佐伯会長「監事に関しては僕も思うところがあるが、たぶん、マンションの理事会というのは公共？団体、だから監事が必要かと思うが、自治会は任意団体なんで、○×▼□、だから○×▼□○×▼□、正直もっと委員がいれば○×▼□…。あと、マンションが抜けるかもに関しては、正常な形はもしかしたら300件くらいの所帯でひとつの町会が、ひとつの理想の形なのかなと思う。うちはそういう意味ではちょっとあり過ぎるので、そこに利権の価値を見出す人とか、

○×▼□○×▼□、先人の方々はご苦勞があったと○×▼□」（不明瞭な箇所が多い）

『会長は大きなマンションは会員でなくてもいいと？町会の？』

佐伯会長「だから、そういう風にね・・・もう一回言う。マンションが独立的な可能性もあると、そういう話をしているだけ。誤解しないでほしい。」

会員H「ちょっと個人的なことだが今の町会の体質を表してるのかなと思います、聞きたいのだが。先日私はある人から「Hは町会員じゃないと町会が言ってるよ」と聞いて、何言ってるのかな？と。私70数年ここに生きてきて、ずっと会員だったわけだが、それが一方的に会員じゃありませんと言われたわけだ。それで、そのあと「いやーそれは間違いだった」みたいなことを言われたのだが、そういう場合、人の名誉を傷つけた場合に直接的に謝るべきで、どこか他で謝られても困るんだよね。やっぱり本人に直接会うか手紙なのかファックスなのかメールでもいいけど、本人に直接謝るべきなんだが、これが今の豊洲町会の体質を表しているんじゃないかと思う。迷惑をかけた時に、直接謝らないで、あの辺で、100mも離れたところで謝ってるみたいな・・・その辺いかがお考えか？」

佐伯会長「あのーいろいろいきさつはあるが、Hさんの心情を考慮せず不用意な発言をしたことはお詫びする。（謝罪の言葉）特に他意があったわけではない。ただ、いま商店会ブロックという範疇で誰が個人会員で誰が法人会員かが非常に不明確なので、今回アンケートを取った。個人会員はとりあえず月300円、ただ地域活動費ということで実質月200円なので、個人会員は年間2400円。法人会員は一口5000円で、何口かお願いしている。それを踏まえて、各商店会ブロックの方々が、たとえば銀行口座からの振り込みが法人名であれば法人とわかるが、個人名であれば個人会員であると。それが自分の再調査をした時のミスだった。ちょっと時間も押しているが、山岸弁護士から、会則に関してちょっと申し上げる。」

山岸純弁護士「いくつか、会則についての質問があったが、まず現行使われている会則について少し説明すると、会長の罷免についてあったほうがいいとのご意見、現会則の第16条(4)会長の選任、解任に関する事、とあり、いわゆる総会の決議で会長解任はできる。あと、現会則で、役員は誰かというのは、第10条に書いてある。会長、副会長、会計、担当部長、会計監査。その選ばれ方として、11条(2)に【会長、部長、会計、会計監査は会長の推薦、もしくは自治会の推薦を受け、現役員会で検討のうえ任命する】とあるので、役員の選任方法についてしっかりと、もちろん会長についても書いてあるかと思う。そのうえで、皆さんご存知のとおり、さまざまな裁判などを通じてさまざまな意見があったうえで、第11条、会長については【お手盛り】にならないように少し工夫して役員会で議論して、私から「こういう文言でいかがか」と伝えたのが第11条だが、なにぶん弁護士が作るものなので、原則例外、さらに例外という形に、長きになってしまっているかもしれないので、もし次の臨時総会で、もう少しわかりやすくしてくれ、というご意見があればもう少しわかりやすく、これまでの意見を入れながら、私も皆さんと一

緒に議論していきたいと思う。会則についての解説は以上。」

会員E「あの、議長じゃなくて会長だろうと思うのだが、要は臨時総会に向けて意見を聞いていると解釈してから、会則や予算案について話したいと思う。まず会則だが、今回の会則改正案は全面会則か？それとも一部の会則と考えているか？」

佐伯会長「部分的におかしなところを直したつもりだが。」

会員E「要するに一部の改正だ。これきちんと押さえておいて。次に、第11条、いま弁護士から話があったが、互選という言葉と推薦という言葉が使われている第1項に。【会長を除く他の役員による互選または推薦】とある。まず【または】という言葉、これ大事。で、推薦というのはどういうことか？その見解を教えてください、会長。会長に聞いている。」

佐伯会長「互選または推薦の差か？」

会員E「互選はわかる。推薦がわからない。」

佐伯会長「こうあるべきだという考えがあったら、それを聞かせて。」

会員E「では私の見解を先に述べさせてもらう。互選は文言によってもわかるとおり、会長を除く他の町会役員で互選する、とある。会長は、ということは、次に選ばれる会長は現在の会長はダメ、と私は解釈している。これでよいか？もしそうだと次の会長は承認というか、任期を2年3年と続けていいという条文があるが、これが生きなくなる。山岸弁護士さん、この解釈でよいか？たとえばいま目の前にいる役員の中で互選しあう。互選というのは、その5人なら5人の役員の中から選ぶ。会長はいない、会長は除くと言ってあるんだから。これ大事なこと。会長やりたくてもねえ、もう選ばれないんだ、あんだ。」

佐伯会長「いや、あんだという言い方は・・・」

会員E「ねえ、大変申し訳ないけれども、でね、次、推薦という言葉がある、この推薦で何なのかを聞きたい。」

司会「ここに書いてあるのは、【会長任期満了、退任または解任における・・・】、会長が任期満了でやめた、もしくは退任、自分から辞める、もしくは解任された、辞めて続けられませんよを前提の時に、会長以外の役員にて互選をするっていう、もしくは○×▼□誰かを推薦するっていうことで、○×▼□」

会員E「解任という言葉が出たけども、この第11条は見出しにある通り役員を選出方法。この11条に、解任のことまで述べているのはおかしい、間違っている。」

司会「要するに、これ選任するってことがおかしい、文章がおかしい？ えーと、だから、ここは、11条は役員を選任もしくは解任する、との文言にすれば・・・」

会員E「要するに、この文章通り読んでいけば・・・」

司会「あの、議論をしていると時間がなくなってしまうので、また時間がある時に総会に来てもらえれば・・・なるべく、会長が10年て書いてあるが、いつまでもやらない、もしくは○×▼□・・・こういう文言を入れている。」

会員E「あの、ちょっと・・・」

司会「あの、議論はまた別のところで検討をとってるので。」

(会員Cが発言を求める)

司会「Cさん、ちょっと時間がなくなっちゃって…」

会員C「あの、根幹にかかわることなので。」

司会「(マイク係に向かって)マイクを渡してあげてください。」

会員E「あのね、私は会長あるいは弁護士さんに聞いているんだ」

司会「申し訳ないが時間がなくて。できればいいのだが…」

(会員Cが会員Eのところに駆け寄り発言してもよいか尋ねている)

会員C「Eさんの許可が得られたので。先ほど山岸弁護士も「現会則は」と説明していたので、これが現会則と認識があると感じたが、そもそもこの会則は何をもとになっている？いつ決まった会則か？というの、いままで出されたどの会則とも違う文言があるし、これはまったく新しいものだと考えなければならぬはず。なぜなら、先ほど会計士の件で、11条(4)、(5)【月極と年の会計に関しては会計士に委託する】が今まで入っていたはずなのに、現会則には入っていない。今年度活動案として【会計士を雇わなくなる】という説明があるにも関わらず、会則改正案には第11条(4)だったか、会計士に委託するという文言が入っている、これもおかしい。そして、一番大事なところ、現会則には、71回総会で、出産、小中学校お祝い等新しく始まったお祝い関係の文言がない。ということは、これが現会則であれば、去年、出産や小中学校のお祝いを出したことは会則にないことになってしまう。なので決算書もまた違ってくるし、一体どれが現会則なのか、この議案書だけではわからない。だから、ぜひ次の臨時総会には、きちんとそこを役員会で確認して正しいものを出してほしい。もう1点だけ。会則改正案の附則に祭礼委員会の文言がある。睦と総代の方々に「考える会」として文書もお渡ししてあるが、【祭礼委員会で宗教色のない活動を行う】という文言が入っている。これを認めると、富岡八幡宮の例大祭は紛れもなく神事、宗教の活動なので、それが豊洲町会としてできなくなる、と、神輿も担げなくなる、と、そういう判断になるかと思う。それで、私たちはいままでのような祭の会の方たちと町会が一緒になってできなくなる、本当にそれでいいんですか？という問題提起である。」

佐伯会長「(謝辞)いくつか○×▼□○×▼□…」

会員F「さっき山岸弁護士が私の質問に対する回答、11条【役員を選出方法】で、山岸弁護士への批判ではないので誤解しないでほしいのだが、こういうことがあるのでこういう場に弁護士がいるのは反対だ。法律の仕事って、いま山岸弁護士が言ったとおり、つまり、【推薦は地域団体が、マンションが、云々…】法律上はそうかもしれないが、これがもし会長が選挙だったら何も言わない。互選や推薦だから、もしそうだったら、そういうことを、当マンションにはそんな募集や推薦や「ありますか？」なんて張り紙が何もきていない。そういう行動が役員会に必要なんじゃないのか？法律上じゃなくて。言ってることわかりますか？当マンションは何も

役員会から言われてない、今回も。法律家は法律だけの文字で決めるが、町内会がいろんなものを決めるって、そこに関係や気持ちが入ってくる。だから、選挙じゃなく互選や推薦で選んだら、選ぶ際に、各マンションの理事会やいろんなところに、「募集はありますか？推薦はありますか？今回こういう決め事がありますよ」って連絡をする義務が加わらなきゃいけない。選挙だったら要らないが。そういうこと。弁護士とか法律のことなしに話し合いたって。最後整理する時は必要だが。文字の話は法廷でやってもらいたい。」

佐伯会長「(謝辞)ここは12時で返却時間なので。今日こんな形になってしまったので物理的に流会とする。またいろいろ文言については、逆に直すので教えてほしい。あと皆さんがここはこうじゃないかということに関しても直す。意見を求める。足りないところはみなさんのいろんな目を見て、○×▼□○×▼□…。いろいろあったが、第72回総会は流会とする。いろんなところを直して○×▼□○×▼□…。(謝辞)。」

(午前11時55分頃佐伯会長により閉会宣言し総会は終了した)